

<p>広告予算の決定</p> <p>支出可能法、売上高一定率法、競争相手同等化法、目的・タスク法などによる見積りの実施</p>	<p>RHDの現状</p> <p>予算設定による支出可能法及び広告に係る事業の実施計画に基づく目的・タスク法により予算が決定されている。</p>
<p>メッセージの決定</p> <p>メッセージの作成・評価・実行</p>	<p>RHDの現状</p> <p>グループとして、ターゲットに対し海上公園や水辺空間、夜景に加え、共同港や地盤高等の安全で安心なまちであることを、観光客、企業に対し認知されるよう発信していくことが、グループ全体に共通する「メッセージ」であると考えている。初めて臨海地域への観光や企業進出を検討する個人・法人にとって、「お台場」というエリアについては認知度は高いものの、多様な施設、イベントがあるかなどとの情報の認知度が必ずしも高くない。また、臨海地域の防災機能について不安を抱えている進出企業も多い。そういった中で、幅広い魅力的な地域資源の認知に加え、防災機能の充実など、「東京お台場.net」をはじめSNSやデジタルサイネージといった媒体も活用して、グループ全体で展開している。</p>
<p>メディアの選択</p> <p>主要メディアアカテコリーの検討と特定の媒体の選択（メディアに関するターゲット顧客の習慣、ターゲットへの訴求効果、コスト等の検討）</p>	<p>RHDの現状</p> <p>現状はグループ広報戦略である「広告」として、インターネットによるホームページ「東京お台場.net」が中心であるが、社会変化を見据えた効果的な情報発信の推進のため、以下のような媒体を選択して適用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設案内のDVDのリニューアル（東京臨海熱供給） ・会社股備見学案内用モバイルナビゲーションの導入（東京臨海熱供給） ・Twitterの活用（RHD、TPT、東京ビッグサイト、ゆりかもめ） ・YouTube等を活用した動画配信（RHD、東京テレビポートセンター、TPT、東京臨海熱供給、東京ビッグサイト） ・ゆりかもめ各駅へのチラシ・ポスターの設置及び車内広告の掲載（TPT、ゆりかもめ） ・デジタルサイネージ、案内ディスプレイ等を活用した情報発信（RHD、TPT、ゆりかもめ、東京ビッグサイト）

<p>メディアの選択（続き）</p> <p>メディア・タイムズ（周期的・季節的タイムズ、集中的あるいは継続的広告等）</p>	<p>RHDの現状</p> <p>「東京お台場.net」を活用した臨海地区・近隣地区のイベントの集約やイベントへのブース出展などの活用</p>
<p>広告の評価</p> <p>広告コピーや媒体のテスト（アンケート、グループ・フォナーカス・インタビュウの実施、想起テスト・認知テスト・行動結果への反応テスト等の事後評価の実施）及び広告費のテスト（広告費の妥当性等のテスト）</p>	<p>RHDの現状</p> <p>地域の強みや様々な来訪者のニーズや実態を把握するため、SNSデータを活用した来訪者動態調査等を実施し、結果について関係企業や都との情報共有を行っている。 「東京お台場.net」では月例でアクセス解析会議を実施している。ここでは全体のページビュー数のみならず、コンテンツごとのアクセス数や直帰率など、多角的に分析している。こういった多角的な分析を基に、限られた予算の中で将来の来訪者や企業に対してより訴求効果が期待されるコンテンツを重点的に更新している。</p> <p>さらに、毎年実施しているグループ各社による広報担当者会において、各社の広報活動の実績を報告、共有して効果検証を行っている。各コーポレートホームページへのアクセス数やSNSへの「いいね数」、「フォロワー数」、イベントでの来訪者の反応などを報告、共有することで、より費用対効果の高い広報媒体で重点的に広報活動を行い、グループ各社の相互連携に活用している。</p>

RHD提供資料より監査人作成

また、各子会社におけるCSRの取組は、各社のホームページで開示されており、その概要は以下のとおりである。

「地域の賑わい創出」の具体的な取組として、お台場レイソウ花火、お台場オクトーバーフェスト、大規模プロジェクトイベントの実施、地域企業と連携したイルミネーションの実施、東京お台場.netの運営、東京お台場Free Wi-Fi、アウェアネスキャンペーンなどが挙げられている。

「環境対策の推進」の具体的な取組として、海上公園における花と緑の豊かな環境づくり、温室効果ガス削減義務率の達成（グループ内における排出量取引の支援など）、自然環境の保全・資源循環の取組（駐車場のワテリアルサイクルの徹底など）、環境行動支援・地域との連携（「環境インセンティブ」制度（ふ頭貸付料の軽減）の推進など）が挙げられている。

「地域の防災力強化」の具体的な取組として、グループ内外における共同防災訓練の実施、一時滞在施設運営やマニュアルの策定、防災備蓄の推進、非常用電話回線・無線機訓練、災害時における電源の確保・増強が挙げられている。これらのCSR活動への取組について、各子会社におけるCSR広報としての開示レベルには、差異がある。

(意見4-3) 広報の効果に係る総合的な定量評価の拡充について

RHDグループにおける広報活動は、コーポレート広報や提供するサービスの広報以上に、臨海地域の価値を向上させるような広報をすることを目的としている。そのため、「東京お台場.net」を中心とした広報活動が実施されている。「東京お台場.net」の定量評価をするため、アクセス解析に基づく多角的な分析やSNSデータを活用した来訪者動態調査等に基づき、都及びグループ企業並びに臨海地域進出企業との情報共有などが実施されている。

一般に、マーケティング戦略のうちのプロモーション戦略では、広報効果の定量的測定は、広報の有効性を高めるためのPDCAサイクルにおいて重要なプロセスであるとされている。

そのため、「東京お台場.net」に対する定量評価に加え、例えば、臨海地域への実際の来訪者のニーズを詳細に分析するアンケート調査など、様々な手法により、広報活動に係る定量評価を行う必要がある。

それらの定量評価を基に、広報予算の充分性・妥当性を含め、広報媒体全体について総合的に検討するとともに、臨海地域全体の価値向上に向けて、今後数年間に予定されている大型イベント情報などについて、効果的な広報活動の展開を企画されたい。

(意見4-4) グループ全体のCSRの統一的な広報について

「東京臨海ホールディングスグループ広報方針」(令和3年4月1日)では、「方針4 社会的信頼を高める情報公開の推進」として、「CSR活動や経営情報など、ステークホルダーの求める情報を的確に発信する」としている。

現状では、グループ各社が独自にCSRへの取組を実施しているものの、そのレベルは不統一であり、CSRレポートも各子会社及びグループ全体で作成されていない状況にある。

グループ全体としてのCSRへの取組について、より一層 統一的に連携した広報を図るよう努められたい。

(4) グループファイナンス戦略について
ア 事業の概要

グループ各社の余剰資金や都からの借入金によるグループファイナンスの効率的活用により、グループ各社の資金需要に対応することで、外部負債の最小化を図り、グループ各社の金融費用の低減を進めている。また、資金運用益の一部をエリアマネジメントの財源とし、地域のにぎわい創出や都が講ずる施策の強化等を推進している。

具体的な取組としては、以下のとおりである。

- グループ各社の資金運用ニーズの把握と資金調達力の向上
- 金融市場環境等を踏まえた運用商品の見直し等による収益力向上策の検討
- 資金運用益を活用した地域価値向上に資する情報発信の強化、イベント・調査等の実施

イ 監査の結果

【分析 意見4-5に関するもの】グループファイナンス戦略の現状について
グループファイナンスを実施するための各種仕組みの一つとして、グループ各社の余剰資金の運用については、各社から「長期資金収支見積書」を提出してもらい、10年間の損益計画及び資金計画から、グループファイナンスとしての預入金残高を算出している。

グループファイナンスの預入対象資金については、「資金預入要領」に、次のとおり規定している。

- ①資金管理計画において参加会社（グループ各社）と調整の上、預入対象額を定める。

②預入対象額は、グループ各社が有する資金から、グループ各社が円滑に事業運営を進めるために必要な資金を除いた額とする。

(意見4-5) 資金管理計画の更なる精緻化について

資金管理計画の策定に当たっては、グループ各社から「資金収支見積書」の提出を受け、当該見積書の内容について資金動向等のヒアリング、調整をした上で策定している。また、資金運用については、グループファイナンスへの預入金の入出金額及び内訳を明記している「月次資金繰表」をグループ各社から毎月提出させ、各社の運転資金を含めた資金繰り状況を確認し、運用予定を調整している。

このように、当該年度の貸付金額の設定や運用については、グループ各社の

円滑な事業運営に必要な資金額及び毎月の資金繰りの状況を確認することで、運用予定を随時見直し、運用効率を向上させた効率的な資金管理を行っている。

一方で、中長期の資金管理計画の策定に当たっては、10年先までの計画であり、例えば、TPJTに関する中長期の資金管理計画など、年度間によって大きく資金収支に差が生じない前提から、結果的に固定的な計画となっている子会社もある。

そのため、グループファイナンスにおいて、少なくとも翌年度の資金予測などは、余裕運用資金をより精緻に見積もるなどにより、本来のグループファイナンスの目的であるグループ全体の資金効率をより向上することを検討されたい。

(5) グループ経営計画の進捗管理について

ア 事業の概要

グループ経営計画の進捗管理については、グループの経営目標評価制度において、各社の進捗状況を確認している。

また、東京都政策連携団体として、経営改革プランにおいても管理・公表し、要因分析や対処方針等を含め、計画と実績を明確にしている。

さらに、各社の経営動向を把握するため、「グループ経営状況レポート」による月次モニタリングを実施し、月次開催されるRHD幹部会において共有している。

各社の財務的進捗管理としては、上記の「グループ経営状況レポート」に加え、「中間連結決算」報告が実施されている。

〔分析 意見 4-6 に関するもの〕グループの子算実績管理の現状について
グループ各社の経営動向や財務的進捗管理としては、「グループ経営状況レポート」による月次モニタリング及び「中間連結決算」による報告が実施されている。

グループ各社の予算実績管理について、設備更新工事などは四半期ごとや年度末に一括で支出することが多いこと、維持管理経費は増減が大きくないこと等から、毎月の費用の予算実績管理を確認する必要性は少ないものと、RHDでは認識している。そのため、中間期における予算と実績を対比した報告はなされていない。

なお、グループファイナンスにより毎月の支出内容を反映した月次の報告書にて、予算執行等の状況は確認されている。

(意見 4-6) グループの子算・実績情報の報告について

グループ経営計画の進捗管理については、グループの経営目標評価制度による進捗状況の確認、東京都政策連携団体としての経営改革プランにおける計画と実績との対比がなされている。

さらに、各社の経営動向を把握するため、「グループ経営状況レポート」による月次モニタリングが実施され、月次開催されるRHD幹部会において共有されている。

また、グループ各社の経営動向や財務的進捗管理としては、上記の「グループ経営状況レポート」に加え、「中間連結決算」報告が実施されている。

しかし、中間期における予算と実績を対比して取りまとめた報告はなされていない。

少なくとも、四半期ごとの予算・実績管理を基に、中間期に予算と実績を対比した概況を取りまとめた上で、RHDの取締役会へ報告を行うことを検討されたい。

3 東京港埠頭株式会社の概要

T P T の会社概要（令和4年3月31日現在）は以下のとおりである。

設立年月日	昭和56年12月、財団法人東京港埠頭公社設立、その後業務引継ぎにより、平成19年10月、T P T 設立
所在地	東京都江東区青海2-4-24 青海フロンティアビル10階
設立目的及び使命	東京港における外貿ふ頭事業を総合かつ効率的に行うとともに、東京都が行う業務に協力すること等により、東京港の機能の強化と振興を図ることを目的として設立された会社である。東京港が、首都圏の物流基地としてだけでなく、多くの人々に親しまれる憩いのある水辺の都市空間として発展し、世界に誇る「都市型総合港湾・東京港」へと飛躍していくことを目指して全力を尽くすことを使命としている。
事業概要	外貿ふ頭事業、内貿ふ頭事業、建設発生日有効利用事業、環境保全事業、指定管理者関連事業（海上公園、客船施設等の維持管理及び船舶への給水事業等）
人員	役員数7人（常勤3人、非常勤4人）、常勤職員数178人
資本の状況	資本金16,885,000千円 発行済株式総数 536,754株（都持株比率50.0%）
財務概況	第15期（令和3年度）（単位：百万円、単位未満切捨て） 売上高18,032、営業利益1,260、経常利益1,309、当期純利益855 資産合計97,981、負債合計35,842、純資産合計62,138

T P T 事業報告及び第5期中期経営計画より監査人作成

T P T の事業のうち、関わっている指定管理施設は以下のとおりである。

T P T が関与している指定管理施設一覧

指定管理者名／指定期間	施設名	選定方法
東京港埠頭株式会社 ／令和3年4月1日～令和4年3月31日	晴海客船ターミナル 有明客船ターミナル 有明小型船発着所浮桟橋 青海客船ターミナル 青海小型船発着所浮桟橋	非公募
東京港埠頭株式会社 ／令和3年4月1日～令和4年3月31日	竹芝ふ頭船舶給水施設 日の出る頭船舶給水施設 芝浦ふ頭船舶給水施設 晴海ふ頭船舶給水施設 月島ふ頭船舶給水施設 辰巳ふ頭船舶給水施設 東京国際クルーズふ頭船舶給水施設 連鰐給水施設	非公募
東京港埠頭株式会社／ 平成29年4月1日～令和4年3月31日 ※中央防波堤外側ふ頭桟橋（Y1）については平成29年11月1日～令和4年3月31日	品川ふ頭外貿岸壁 品川ふ頭外貿桟橋 青海ふ頭岸壁 青海ふ頭桟橋 中央防波堤外側ふ頭桟橋（Y1）	非公募
東京港埠頭株式会社 ／平成28年4月1日～令和5年3月31日	東京都立辰巳の森海浜公園 東京都立晴海ふ頭公園 東京都立新木場公園 東京都立春海橋公園 東京都立辰巳の森緑道公園 東京都立夢の島緑道公園 東京都立新木場緑道公園	非公募
東京港埠頭・テレポートセンターグループ／ 令和3年4月1日～令和8年3月31日	竹芝客船ターミナル 竹芝小型船発着所浮桟橋	非公募
東京国際クルーズターミナルグループ ／令和2年7月1日～令和7年3月31日	東京国際クルーズターミナル	公募
東京港野島公園グループ ／平成28年4月1日～令和5年3月31日 若洲シーサイドパークグループ ／令和2年4月1日～令和5年3月31日	東京都立東京港野島公園 東京都立若洲海浜公園	公募
東京臨海副都心グループ ／平成28年4月1日～令和8年3月31日 （グループはRHD外）	東京都立お台場海浜公園 東京都立青海中央ふ頭公園 東京都立青海北ふ頭公園 東京都立青海南ふ頭公園 東京都立帆立ふ頭公園 東京都立水の広場公園 東京都立有明西ふ頭公園 東京都立東八潮緑道公園 東京都立青海緑道公園 東京都立シボルフロムパーク公園 東京都立有明北緑道公園	非公募

令和3年4月1日現在

4 東京港埠頭株式会社の運営カバナンス

(1) 経営計画について

ア 事業の概要

TP Tでは、3年間で期間とする中期経営計画が策定されており、現状は、令和2年度～令和4年度を期間とする第5期中期経営計画が実施されている。また、令和5年度～令和7年度を対象期間とする次期中期経営計画を、現在策定中である。

中期経営計画は、半期に一度開催される「中期経営計画推進委員会」により、進捗状況がチェックされている。当該委員会の構成等は、以下のとおりである。

委員長	常務 (総務部所管)
副委員長	常務
構成員	総務部長、埠頭事業部長、営業企画部長、技術部長、公園事業部長、経理課長、企画振興課長、営業企画課長、計画調整課長、公園事業課長
進行役	総務課長兼経営企画課長
事務局	経営企画係

また、当該委員会における中期経営計画の進捗状況の報告として、各取組別に半期を総括する表が作成されており、当該報告表は、「取組の内容」、「達成状況」、「計画と実績を対比する総表」、「進捗状況の個別報告」から構成されている。

イ 監査の結果

〔分析 意見4-7、意見4-8に関するもの〕 中期経営計画推進委員会の構成員及び進捗達成状況の報告について

中期経営計画推進委員会は、常務取締役が委員長、副委員長に就任し、代表取締役社長は当該委員会に出席していない。代表取締役社長には、常務取締役から、委員会での議論等の結果を報告し、代表取締役社長の見解・指示等は、事務局が集約した上で関連各部署へ伝達し、対応改善の実施がなされている。また、中期経営計画の進捗状況に係る評価について、①計画通り、②計画変更、③計画追加、④達成済みの4区分で進捗状況の評価がなされている。この区分は、現在、試行錯誤しながら常時変更を検討している状況であり、区分の

考え方に係る明文上の定めはない。

なお、令和3年度の推進委員会の議事録によれば、計画と実績の対比の「見える化」をより一層推進すべきことや、外部要因等の理由で「計画通り」ではないものなどが混在した状況となっていることが議論されている。

(意見4-7) 中期経営計画の進捗管理に係る代表取締役社長の関与について

中期経営計画推進委員会は、常務取締役が委員長、副委員長に就任し、代表取締役社長は当該委員会に出席していない。代表取締役社長には、常務取締役から、委員会での議論等の結果を報告し、代表取締役社長の見解・指示等は、事務局が集約した上で関連各部署へ伝達し、対応改善の実施がなされている。中期経営計画の進捗管理は、会社経営の根幹となるPDCAサイクルであり、代表取締役社長が直接関与し、現場で業務を推進するミドルマネジメントと直接対話を繰り返すことで、実効的な経営管理がなされるものである。

そのため、代表取締役社長が推進委員会に出席して、経営モニタリングを実施されたい。

(意見4-8) 中期経営計画の進捗管理方法について

中期経営計画の達成状況の報告に関し、「計画変更」の区分には、①外部要因等の管理不能要因による計画変更と、②内部要因等の管理可能な要因による計画変更が混在している。これらの区分については、中期経営計画推進委員会における報告時点で、口頭にて補足説明がなされている。

中期経営計画の進捗管理には、①各部署の進捗状況に係る自己認識を反映した適切な評価の実施、②管理可能な要因について必要かつ有効な対応策の構築、③管理不能な要因についてはリスクを軽減する対策を構築した上で改善していくことが必要である。

これらを適切に実施していくための前提として、中期経営計画の進捗状況に係る達成区分について、明確にするよう見直されたい。

(2) ITに係る経営管理について

ア 事業の概要

TP Tでは、情報セキュリティポリシー第6条(組織体制)に基づいて、常務取締役が、情報セキュリティ担当取締役の位置付けとなっている。情報セキュリティについては、日常的モニタリングとして、システム業者に

より、ネットワーク保守等の業務委託契約の中においてモニタリング業務が実施されている。また、独立的モニタリングとしては、次の3階層で実施されている。

- ①情報セキュリティ第6章の定めに基づく内部監査（TPTの内部監査における情報セキュリティ関係に係るチェック）
- ②外部からの攻撃に対する「サイバーセキュリティ脆弱性診断」（東京都デジタルサービス局にて年1回実施）
- ③標的型攻撃メール等に対する評価（TPTが個別に外部委託により実施）

〔分析 意見4-9、意見4-10に関するもの〕 社内のITリテラシー及び情報セキュリティ対応の現状について

TPTのITリテラシーに関し、独立行政法人情報処理推進機構が実施する、①ITパスポート試験、②情報セキュリティマネジメント試験、③基本情報技術者試験、④応用情報技術者試験、⑤ITストラテジスト試験、⑥システムアーキテクト試験、⑦プロジェクトマネージャ試験、⑧ネットワークスペシャリスト試験、⑨データ베이스スペシャリスト試験、⑩エンベデッドシステムスペシャリスト試験、⑪ITサービスマネージャ試験、⑫システム監査技術者試験、⑬情報処理安全確保支援士試験の有資格者を確認したところ、ITパスポート試験有資格者3名（IT担当部署の総務部総務課所属1名、IT担当部署以外の所属2名、うち2名が主任、1名が主事）という現状であった。

また、令和3年度の情報セキュリティ関係の内部監査では、メール未読、迷惑メール未処理、届出のないソフトウェアのインストール、社外私用メールへの転送設定、FAX誤送信防止策の未設定、PCへのセキュリティソフトウェアの未設定、PCデスクトップ上への業務データの保管、私有外付けHDDの接続などが指摘されている。

一方、令和2年度及び令和3年度のサイバーセキュリティ脆弱性診断結果については、アラートフォワードの脆弱性については「極めて良好」との結果が出ており、標的型攻撃メール等に対する評価については、現状では特段の指摘事項はない状況であった。

（意見4-9）ITリテラシー及び専門性の向上とITに係る全般的な経営管理の在り方について

TPTのITリテラシーについて、ITシステム系専門資格の取得者は「ITパスポート」資格保有者3名である。

この点に関し、①「ITパスポート」はITシステム系専門資格の入門的な位

置付けとしての資格であること、②「ITパスポート」有資格者3名のうち2名が主任、1名が主事であり、経営者層及び中間管理職層にはITシステム系専門資格の取得者がいないことが、課題として挙げられる。

経営者層及び中間管理職層のITリテラシー及び専門性は十分ではなく、一般職員層においても必ずしも十分とは言えない。

現代の企業経営において、各種業務運営や経営意思決定にITが果たす役割は非常に高くなっており、各階層の職能別役割に応じたITリテラシー及び専門性のより一層の向上に取り組まれない。

（意見4-10）情報セキュリティへの総合的な観点からの対応について

現在、実施されているサイバーセキュリティ脆弱性診断は、アラートフォワード診断（オンタマネットに接続しているネットワーク機器のOS及びミドルウェア・アプリケーションの脆弱性診断）及びウェアラブルアプリケーション診断（オンタマネットに公開しているウェアラブルアプリケーションの脆弱性診断）である。システム上でのセキュリティ対応以外に、ハードウェア、物理的・人的な情報セキュリティ対策としては、次のとおりである。

- ①ハードウェア面の対策
メール誤送信防止システム、社内データのアクセス権限制御、PCロギン制御
- ②物理的対策
執務室入口・キヤベネットの施錠管理、PCワイヤロックなどの実施
- ③人的対策
社員に対する情報セキュリティに関する研修、全PCに対する内部監査（年1回実施）

なお、業務データのクラウド端末での保管に対する物理的制限については、サイバーシステムの再構築が必要になり、高額のコストが発生することから実施されていないものの、内部監査が補完している。また、各社員の端末はデスクトップ型で、テレワーク時は、自宅PCから会社の端末をリモート操作して作業するため、通常業務で外部にデータを持ち出すことは想定されていない。個別のアプリケーションソフトウェアのインストールについては、ウイルス対策ソフト等により一定の制限がかけられている。さらに、メールの社外送信容量は、現状でも35MB以内の制限があり、メールの自動転送を設定した際、管理者にアラートが届く仕組みとなっているため、転送機能を利用したメール

実施項目	実施内容	実施予定期間	対象者・対象先
4 周知啓発活動等	全社員に対し、社員服務心得及び法令遵守を周知するとともに、自己点検や内部監査時にヒアリングを行い、指導・監督するとともに改善提案について検討する。また、コンプライアンスに関する相談窓口等当該社の体制を周知するとともに、明るく風通しの良い職場づくりの徹底を図る。	令和3年4月と12月	全社員
5 監海ホールディングスグループの一員としての取組	監海ホールディングスグループにおけるコンプライアンスに係る取組推進のため、共通の重点事項や取組状況の共有を図る。	年2回	グループ各社のコンプライアンス担当部長

T P T 提供資料

また、コンプライアンス意識を社員に周知徹底するため、「東京港埠頭株式会社法令遵守の手引き」（平成21年4月1日）を作成している。

イ 監査の結果

【分析 意見4-1-1に関するもの】 「東京港埠頭株式会社法令遵守の手引き」について

T P T で作成されている「東京港埠頭株式会社法令遵守の手引き」の現状は、以下のとおりである。

- ① 社内のポータルサイト上に手引きの PDF ファイルが掲載され、社員に対する周知徹底がなされているが、ハンドブックの要約版は特設存在しない。
- ② 手引きには「情報セキュリティ」項目が含まれておらず、別途「情報セキュリティポリシー」が定められている。
- ③ 外部弁護士及びRHDなどに対する外部通報窓口やその事務フローなどが定められているが、手引きにはその記載がない。

（意見4-1-1） 「東京港埠頭株式会社法令遵守の手引き」の改訂について

「東京港埠頭株式会社法令遵守の手引き」は、平成21年4月21日に制定以降、改訂されておらず、例えば、「情報セキュリティ」項目や外部弁護士及びRHDなどに対する外部通報窓口及びその事務フロー等の、現状、存在する法令遵守の仕組みに係る記載がなされていない。

そのため、手引きを最新の状況に合わせて改訂されたい。その際には「理解可能性（全ての職員にとって分かりやすいこと）」、「一貫性（この手引きを見れば全てが網羅されていること）」、「適時性（緊急時に適時に対応が可能な記載であること）」などを考慮して、記載項目や事務対応フローを記載するなどの工夫をされたい。

6 東京港埠頭株式会社の財産管理について

（1）有形固定資産の管理について

ア 事業の概要

T P T の令和3年度決算では、有形固定資産 59,980 百万円が計上されている。東京港には、岸壁、クレーン、ヤード等の背後施設等が設置されているが、このうち、一部の岸壁と、背後施設の多くは、T P T が所有者となっていることによる。

T P T では、有形固定資産を取得する際には、各部署による起案、所定の決裁、総務部経理課による発注、同課と起案部署立会いによる検収、起案部署による固定資産登録申請、総務部経理課による固定資産登録といったフローで行うこととされている。

有形固定資産の除却についても、各部署による起案から始まり、所定の決裁後、総務部経理課による固定資産除却登録というフローで行われる。

有形固定資産の実査については、定期的には行っていない。

イ 監査の結果

【分析 意見4-1-2に関するもの】 有形固定資産の現物確認について

T P T 本社に往査した際、本社に所在する下記の備品 10 件について、有形固定資産管理システム記録と現物との整合性を確認した。

実在性、機能の劣化等、問題点は検出されなかった。

なお、番号2のプロジェクトについては、当期令和4年度中に除却を行っており、適切に処理されていた。

表 E-6-1 現物確認を行った備品

番号	資産台帳番号	所管部署・所在	取得年月日	名称・規格	価額 (円)
1	4041	役員室前	H11.6.15	複型木製17世紀帆船ヨット帆船1隻	285,715
2	4045	倉庫	H14.2.13	プロジェクター日立CP-S225J	215,000
3	4050	役員室前	H16.1.15	複型大井コンテナ増設	2,400,000
4	4211	明務会計システム室	H23.6.1	電話交換機 NXL 主装置ソフト [E] 外	916,800
5	4337	受付	H25.4.2	社名サイン	242,000
6	6026	総務部	H4.3.11	収納庫 イトーキ HM-109ISS-HE	736,354
7	6572	MTG コーナー	H4.3.11	壁面収納庫	123,488
8	6573	埋頭側・常務室	H4.3.11	書庫 (木製)	385,400
9	6574	経理課	H4.3.11	耐火金庫 イトーキ	209,300
10	4811	本社	R2.7.31	新キヤラクター賞ぐるみ製作 ヘッド・ボテイ・靴	1,300,000

有形固定資産管理システム記録より抜粋

東京港埠頭株式会社社会会計規程 平成30年7月30日改正

(物品及び不動産の管理)

第42条 備品及び不動産等(以下「物品等」という。)は、常に良好な状態において管理し、その用途に応じた最も効率的に運用しなければならない。

2 前項に定める物品等は次に掲げるものをいう。

- (1) 物品 現金・預金及び有価証券以外の財産であって、販売または贈与目的で購入した品物以外のものうち、次のアからエまでのもの。
 - ア 備品 取得価格が10万円以上、かつ、耐用年数が1年以上のもの。
 - イ 消耗品 ア以外の品物のうち単体で使用されるもの。ただし、別の定めがある品物は除く。
 - ウ 材料品 ア及びイ以外の品物のうち、工事又は調査に供される物品及び単体では使用することが不可能な材料品。
 - エ 不用品 不要決定された物品。
 - (2) 不動産 土地および建物、その他土地の定着物並びにこれらを制作、建築する場合の仕掛状態にある建設仮勘定。
 - (3) 無形固定資産 電話加入権、ソフトウェア、その他無形固定資産。
- 3 物品等は、特別な定めがある場合を除き、適正な対価なくしてこれを貸付、使用させ、譲渡し、又は交換してはならない。
- (用途の廃止)

第45条の3 物品等をその用途から廃止しようとする場合、当該備品等を所掌する課長等は、出納責任者へ用途廃止の理由及び廃止後の処理方法を報告しなければならない。

(意見 4-1-2) 有形固定資産の現物確認について

有形固定資産の現物確認は、定期的には行われていない。当該資産が実際にあるか否かを定期的に確認するとともに、正しく機能するか否かを確認することは、資産の維持管理上、必要である。現状、施設を使用する取引先との日常的なコミュニケーションや、施設巡回、各部署からの申請に基づき、適宜除却が行われていることから、標準的な管理は行われていることと思われるが、現物確認を定期的に行う仕組みが必要である。

TPTでは、物品については、会計規程第42条で、常に良好な状態において管理し、その用途に応じた最も効率的に運用しなければならないと定めされており、同第45条の3で、物品等の用途の廃止の定めがある。これら規定の実効性を高める観点からも、現物確認を定期的の実施されたい。

[分析 意見 4-1-3]に関するもの] 有形固定資産実査について

TPTにおける有形固定資産の現物実査についてヒアリングを行ったところ、以下の回答があった。

- ・社内で実施している自主監査時に、前年度取得分中、確認可能なものを抽出して実施しており、それ以外の総務部経理課による実査は行っていない。
- ・年度末の固定資産管理状況については、各所管部長が経理課の固定資産明細表と各部の固定資産管理台帳を突合し、総務部長宛てに報告することとなっている。
- ・固定資産を用途廃止しようとする場合は、除却は工事等に関連して発生することが多いため、工事等を実施する際に除却資産の有無を確認し、ある場合は随時、その所管課長から総務部経理課長宛てに報告を行うこととなっている。

固定資産については、現物の管理上、固定資産台帳と現物資産との突合を行い、その実在性の確認を行うことが望まれる。

この点、現状の管理方法では、以下の問題が生じるおそれがある。

- ・当期取得分の固定資産の実在性について
- 確かに、前年度取得分中、確認可能なものを抽出して実施しているが、固定資産を取得した年度の年度末には、固定資産の実在性を確認していないものが

生じるおそれがある。

・ 除却と資産の実在性について

確かに、用途廃止しようとする場合は、工事のタイムシフトで用途廃止資産の除却を行うことは合理的ではある。しかし、工事対象でない固定資産について、損壊や盗難といった状態の変化が生じた場合、工事のタイムシフトでの把握は困難である。

また、所管部長から総務部長宛てに報告される「不動産及び甲種備品の期末の管理状況について」には、「貴部より配布された、別紙「令和3年度固定資産明細表」について確認したところ、現状の保有状況と相違ないことを報告いたします」との記載はあるが、各所管部での作業内容としては、各所管部長が経理課の固定資産明細表と各部の固定資産管理台帳を突き合わせ、総務部長宛てに報告することとなっていることである。この点、各所管部長から総務部長宛てに報告される各部の固定資産台帳について現物実査が行われていなければ、帳簿と帳簿との付け合わせとなってしまう、固定資産の実在性を、直接検証したことにはならない。

(意見 4-13) 当期取得分及び除却の固定資産の実在性について

固定資産を取得及び除却した年度の年度末には、固定資産の実在性を確認することを検討されたい。その際、各所管部長が経理課の固定資産明細表と各部の固定資産管理台帳を突き合わせ、各部の固定資産台帳で固定資産の実在性をチェックした結果についても経理課に提出することで、固定資産の実在性を確認することを検討されたい。

(2) 現金の管理について

ア 事業の概要

TPITでは、各部署において必要となる都度、現金を保有し、出納管理を行っている。

各部署では、月次で現金出納簿を作成して保管しており、出納情報(月次で総務部経理課に報告され、経理課において会計報告としてまとめること)で、全社的な管理が行われている。

このように、各部署において必要となる都度、現金を保有していることから、全社的には、年間合計10冊程度、現金出納簿が作成されることになる。

イ 監査の結果

〔分析 指摘 4-1、意見 4-14、意見 4-15に関するもの〕 現金の管理について

現金の日常的な管理状況を確認するため、総務部経理課及び総務部総務課が保有する現金実物と、作成されている現金出納簿との整合性を確認した。整合性、現金出納簿作成状況、現金管理状況について、検出事項はない。

東京港埠頭株式会社会計規程 平成30年7月30日改正

(現金の保管)

第18条 収入金は、取引銀行のうちから社長が指定する銀行に預金するものとし、直ちにこれを支払資金に充ててはならない。

2 収入出納員、出納責任者および資金の前渡しを受けた者(以下「収入出納員等」という。)は、業務上必要な手許現金を除き、保管金はすべて取引銀行に預け入れなければならない。

(指摘 4-1) 現金出納簿の作成方法について

各部署で保管されている現金出納簿の直近2年度分を入手し、作成状況を確認したところ、月次で作成されている部署と作成されていない部署が混在していた。

この理由を確認したところ、現金出納簿は会計規程上、補助簿の取扱いとなっており(東京港埠頭株式会社会計規程第8条第3項)、この補助簿の具体的な記載方法についての明文規定はないことから、総務部経理課による各部署の期中検査の際に、現金の動きがない月は現金出納簿の作成は不要である旨の口頭通知しているところ、直近の期中検査において、総務部経理課が口頭通知を失念した部署があったことから、当該部署において、現金の動きがない月についても現金出納簿の作成を行ったためである。

現金出納簿の作成方法について、口頭通知による伝達は不確実であり、また、想定外の文書作成実例が生じている現状は妥当ではない。現金出納簿の作成方法について、明文での規定を新設することを検討されたい。

(意見 4-14) 各部署で現金を保有する必要性について

各部署における現金支出状況を確認したところ、現金出納簿への出納記録が少ない事例がある。これらは、収入印紙の購入用として各部署で資金前渡を受けているものが多い。

現金はそれ自体が、盗難、紛失、出金移動時の事故等のリスクがあるため、できるだけ少ない方が望ましい。会計規程でも、手許現金についての制約が定められている(会計規程第18条第2項)。
小口現金制度の有効活用等により、一時的にも各部署が現金を持つことが減少するよう、見直されたい。

(意見4-15) 売上金の現金出納簿への記帳について

時間貸駐車場業務を行っている部署(大井城南島)が、その売上金について現金出納簿に記帳している。

時間貸駐車場の売上管理は、機械から出力される売上記録及び売上金の日々の突合と、売上金の本社現金入金機への適時入金により行われている(会計規程第18条)。

管理としてはこれで十分であると考えられるところ、現状はこれに追加して、売上金収入と本社現金入金機に預け入れる出金行為を、現金出納簿にも記帳して管理している。このことは、業務が重複していると考ええる。

売上金の現金出納簿への記帳の要否について、効率性の観点から、再度検討されたい。

もし、売上帳簿としての記録簿が必要ということであれば、現金出納簿ではなく、売上帳簿として帳簿を整備するのが適切であると考ええる。

7 東京港埠頭株式会社の規程等について

ア 事業概要

TPTの内部規程等は、規程・規則、細則、要綱、通知の階層に分かれており、業務区分ごとに、以下のとおり分類されている。

表E-7-1 規程・規則、細則、要綱、通知の区分及び件数について

区分\項目	規程・規則	細則	要綱	通知
01 通則	10	1	1	1
02 組織・文書	10	3	11	7
03 人事	4	8	5	4
04 給与	7	—	—	—
05 財務・会計	2	2	14	10
06 埠頭管理	3	—	—	—
07 厚生	2	—	1	1
08 工事	2	—	—	2
09 監査	1	—	—	—

令和4年9月7日現在

監査人作成

イ 監査の結果

(指摘4-2) 東京港埠頭株式会社随意契約要綱における単位の誤記について

東京港埠頭株式会社随意契約要綱第6条第2項第一号に「500百万円未満のもの」と記載されていた。しかし、ヒアリングの結果、実際の運用は、「500万円」で行われているとのことであった。これは、金額の単位について、万円が正しいところを百万円と誤記したことによる。

東京港埠頭株式会社随意契約要綱の第6条第2項第一号に記載されていた「500百万円未満のもの」については、「500万円未満のもの」と修正されていた。

8 平成17年度包括外部監査結果に基づく措置状況について

(1) 会議室利用について
ア 事業の概要

平成17年度の包括外部監査（財団法人東京港埠頭公社の経営管理）において、本公社屋賃借に係る経費節減についての意見が出され、都は、「平成18年3月19日に、本公社屋を江東区青海「青海フロンティアビル」に移転し、賃料は従来の半分以下、面積も3分の2以下となった」との措置を公表している。また、会場賃借料他の削減についての意見については、「本公社会議室の使用を原則」とする旨の措置を公表している。

イ 監査の結果

〔分析〕 本公社屋賃料について

PTは、青海フロンティアビルの10階に加え、令和元年6月より、新たに11階部分を借りて会議室として利用している。会議室として新たに借りた部分が有効に活用されているかについては、会議室の利用率や外部会議室の利用実績の削減によって効果を検証できる。

過去3年間の会議室利用率及び平成29年度以降の外部会議室の利用実績の推移は、次のとおりである。

表E-8-1 過去3年間の会議室利用率

会議室	令和元年度	令和2年度	令和3年度
10階 A会議室	479.5 50.4%	1,181.5 60.8%	1,268.0 65.5%
11階 A会議室	410.8 43.1%	889.8 45.8%	1011.5 52.2%
11階 B会議室	434.8 45.7%	780.5 40.1%	895.5 46.3%
11階 C会議室	492.0 51.7%	888.8 45.7%	1,058.0 54.6%
11階 D会議室	424.3 44.6%	617.5 31.8%	898.0 46.4%

PT提供資料より監査人作成

(注1) 上段は利用時間、下段は利用率である。
(注2) 利用率は、予約可能時間に対する利用時間で計算している。また、令和元年度は10月より11階会議室が追加となったため、予約可能時間も6月で計算している。

表E-8-2 平成29年度以降の外部会議室利用実績の推移

年度	開催日	実施内容	会場
令和3年度	令和3年11月11日	安全運転講習会	テレコムセンタービル西棟8F B会議室
	令和2年10月28日	昇任選考筆記試験	
令和2年度	令和2年11月11日	昇任選考面接	
	令和元年5月17日	採用面接	
令和元年度	令和元年5月20日	採用面接	
	令和元年5月27日	採用面接	
令和元年度	令和元年6月14日	昇任選考筆記試験	
	令和元年6月28日	昇任選考面接	
令和元年度	令和元年8月24日	採用面接	
	令和元年8月25日	採用面接	
令和元年度	令和元年11月21日	昇任選考筆記試験	
	令和元年11月27日	昇任選考面接	
令和元年度	令和元年12月28日	昇任選考筆記試験	
	平成30年6月15日	昇任選考面接	
平成30年度	平成30年6月29日	昇任選考面接	
	平成30年10月24日	昇任選考筆記試験	
平成30年度	平成30年11月22日	CS（カスターバーサービス）研修	
	平成30年11月28日	昇任選考面接	
平成30年度	平成30年11月29日	昇任選考筆記試験	
	平成30年11月30日	CS（カスターバーサービス）研修	
平成30年度	平成30年12月6日	CS（カスターバーサービス）研修	
	平成30年12月13日	安全運転講習会	
平成31年度	平成30年12月18日	昇任選考面接	
	平成31年1月19日	採用面接	
平成29年度	平成31年1月20日	採用面接	
	平成29年6月9日	昇任選考筆記試験	
平成29年度	平成29年6月23日	昇任選考面接	
	平成29年10月31日	昇任選考面接	
平成29年度	平成29年11月21日	CS（カスターバーサービス）研修	
	平成29年11月22日	CS（カスターバーサービス）研修	
平成29年度	平成29年12月7日	CS（カスターバーサービス）研修	
	平成29年12月13日	昇任選考面接	
平成30年度	平成29年12月18日	採用面接	
	平成30年1月20日	採用面接	

PT提供資料より監査人作成

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三三二)一〇一〇一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 四三〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

